

**住所地外定期予防接種  
(インフルエンザを除く)相互乗り入れ**

**QアンドA**

**(令和3年度)**

**接種協力医、市町村職員用**

**埼玉県医師会・埼玉県**

## **< 接種協力医・市町村共通 >**

### **Q1：住所地外定期予防接種は、どのような人が対象となるのですか？**

法律で定められた予防接種は、「……市町村の区域内に居住するものであって、政令で定めるものに対し……予防接種を行わなければならぬ。」とされています。

このような規定の中で、埼玉県では次に該当する方に対し、住所地外定期予防接種協力医師（以下、「接種協力医」という。）により、住所地外においても接種できる体制を整えました。

- (1) かかりつけ医が住所地外の接種協力医である場合
- (2) 里帰り出産等、実家などで接種を受けたい場合
- (3) 重症疾患児、超未熟児や先天性免疫不全等で主治医が接種協力医である場合
- (4) その他やむを得ない事情により接種機会を逃した場合

### **Q2：埼玉県では住所地外で定期の予防接種を行う場合、どのような予防接種が対象となりますか？**

予防接種法上のA・B類疾病に位置付けられている（高齢者インフルエンザは契約期間が通年ではないため、別契約）ものが対象となります。具体的には、二種混合（DT）、麻しん風しん混合、麻しん単抗原、風しん単抗原、日本脳炎、BCG（結核）、不活化ポリオ単独、四種混合、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、高齢者用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルスが対象となります。

ただし、医療機関によって接種できる予防接種の種類は異なります。

### **Q3：いつから、どこで受けられるのですか？**

住所地外定期予防接種は、この制度に参加する市町村と委任状を提出した接種協力医の代理人である県医師会長とが契約を結びます。契約書には契約期間が明記されており、この期間内であれば接種協力医のもとで予防接種を受けることができます。契約手続完了後、県医師会事務局から市町村には契約書を、接種協力医には埼玉県住所地外定期予防接種相互乗り入れ料金表等一覧（HP上にても公開）が送付されますので、接種協力医は、これを元に市町村外の住民に対し、従来の予防接種と同様に接種をしていただことになります。

## **Q4：なぜ、住所地外定期予防接種相互乗り入れを行なうのですか？**

少子高齢社会を迎えるにあたり、健康意識の高まりとともに、かかりつけ医等を住所地外の市町村に持つ住民が多くなり、こどもを持つ保護者の方や予防接種を希望する住民から、要望が多く寄せられるようになりました。

そのため、住民が安心して予防接種が受けられるよう、市町村と接種協力医が連携して接種できる体制を整備しました。

## **Q5：他県でも定期予防接種の相互乗り入れは行われているのですか？**

他県でも行われています。

一部市町村間の相互乗り入れ体制は、東京都等で行われています。

全県的住所地外定期予防接種相互乗り入れは、千葉県や群馬県等で実施されています。

## **Q6：「住所地外定期相互乗り入れ予防接種」とは、どのような契約方法なのですか。**

各市町村長と埼玉県医師会会員医療機関等の長の代理人である埼玉県医師会長との間に委託契約を締結します。

埼玉県医師会長は、それぞれの市町村長と契約を結ぶことになります。

## **Q7：県内の住所地外定期予防接種が受けられる医療機関は教えていただけますか？**

埼玉県医師会ホームページ上に公開されます。市町村及び接種協力医のみではなく、住民も閲覧できます。

市町村及び接種協力医の閲覧用パスワードはこの料金表等一覧のトップページに記載されています。

**埼玉県医師会 HP <http://www.saitama.med.or.jp/>**

## **Q8：接種料金はどのようになるのですか。**

個別接種料金は、接種希望者が居住している市町村の設定している接種委託料となります。（居住地料金）

## **Q9：接種料金が市町村によって違いますが、それでも接種していただけるのですか？**

そのとおりです。

予防接種の費用については一部国庫補助がありますが、残りは市町村がそれぞれの財源によって支出されていることから、接種料金は統一ができません。

住所地外定期予防接種相互乗り入れについては、市町村によって接種料金が違うことに対し理解をし、かつ、住民の利便性を優先するという目的に対し協力をいただける接種協力医により、実施するものです。

## **Q10：委託料の請求方法はどのようになりますか？**

各接種協力医は、県医師会事務局が作成した「埼玉県住所地外定期予防接種相互乗り入れ料金表等一覧」（HP 上にても公開）に基づき、月ごとに契約書に定めた日までに医師会統一の請求書を作成し、予診票を添えて被接種者の居住している市町村に送付します。

各市町村は、契約書に定めた期日までに医療機関の口座に委託料を振り込んでいただくことになります。

## **Q11：住所地外で定期の予防接種を希望する場合は依頼書や予診票はどうなるのですか？**

予防接種を希望される場合

- (1) 市町村の依頼書は、必要としません。
- (2) 予診票は、居住地のものを持参してください。
- (3) 接種協力医は、接種の際は、必ず健康保険証や母子健康手帳等で住所地の確認を行って下さい。

## **Q12: 日本脳炎など市町村によって接種対象年齢が違いますが、この場合はどのように対応したらよいですか。**

原則として、居住地の接種条件に基づき接種していただくことになります。

この場合、各接種協力医は各市町村の接種料金表に対象年齢が記載されていますので、これに基づき接種して下さい。

法令で規定されている接種対象年齢の範囲内にあって、やむを得ない事情により、市町村が接種料金表で設定する対象年齢を逸してしまっている場合については、被接種者の居住市町村の保健センターに御相談ください。（「埼玉県住所地外定期予防接種相互乗り入れ料金表等一覧」中の連絡先参照）

## **Q13: ワクチンは契約金額に含まれているのですか？**

ワクチンは各接種協力医療機関で用意をしていただいたものを使用し、ワクチン代は契約金額に含まれます。

ワクチン代を別に契約している市町村は、ワクチンを含んだ金額を設定して下さい。

## **Q14: 県医師会長と全ての市町村(最大63市町村)と契約を結ぶ場合、市町村によって、違う部分又は注意する部分はなんですか？**

違う部分は、接種料金と対象年齢です。

接種するワクチン、健康被害発生時の対応等についての契約内容は皆同じになります。

## **Q15: 予防接種済の証明はどのようにしたらよいですか？**

乳幼児等の定期の予防接種については、予防接種実施要領、予防接種ガイドラインにあるように母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日、ロット番号、接種量等を記載します。

母子健康手帳を忘れた場合は、「〇〇市町村長委託医療機関 医療機関の長 印」とし、予防接種済証を発行してください。

市町村によっては、予診票の後ろに予防接種済証の様式がついている場合があります。その場合は指定された様式に記入して被接種者にお渡し下さい。

**Q16: 長期にわたる疾病等のため定期接種を受けられなかった者(平成25年1月30日付け予防接種法施行令一部改正の該当者)について、相互乗り入れを利用して接種することができますか。**

接種可能です。

この場合の接種料金については、接種時の実年齢に関わらず長期療養がなかった場合（本来接種していたはず）の年齢に合わせて請求して下さい。

**Q17: 同時接種を行った場合の接種料金については、どのようにになりますか。また、同時接種を行う予定で受診したが、予診のみで接種を行わなかった場合の料金についてはどのようにになりますか。**

同時接種を行った場合の料金について、相互乗り入れ制度では、料金表で定められた該当ワクチンの委託料を合計して下さい。

また、同時接種を予定していたが接種を行わなかった場合の料金について、相互乗り入れ制度では、予定していたワクチンの数に関わらず料金表で定められた予診のみの委託料を1回分請求して下さい。

### < 接種協力医 >

**Q18: 接種協力医はどのような手続が必要ですか？**

住所地外定期予防接種相互乗り入れ契約に協力する医師会員等は、県医師会長に医師会所定の委任状等を接種協力医療機関の長名にて提出します。

**Q19: 市町村が住所地外定期予防接種相互乗り入れに参画していないが、同市町村内の医療機関が接種協力医として委任状を提出している場合は、この制度による予防接種を実施できますか。**

接種協力医は、他の市町村と医師会長が契約を締結しているので、乗り入れに参加している市町村の住民に対しては、予防接種を実施することができます。

乗り入れに参加していない市町村の住民は、他市町村で接種できません。

## **Q20：接種協力医が住所地外の市町村において集団接種はできますか？**

できません。

契約には、「接種協力医が前項の業務を行うに当たっては、開設または所属する接種協力医療機関において、個別接種の方法により行うものとする」となっています。

## **Q21：県医師会員でない医療機関は、接種協力医になれますか？**

県医師会会員医療機関に限られます。

医師会に加入していない住所地外の医療機関とは、市町村それぞれ単独で契約を結ぶか依頼書による接種をお願いする形になります。

## **Q22：子宮頸がん予防ワクチンだけしか予防接種を実施していない医療機関は住所地外定期予防接種相互乗り入れに参加できますか？**

参加できます。

平成25年度からは、予防接種法上の定期接種（インフルエンザを除く）に位置付けられているいづれかの予防接種を実施している医療機関であれば参加できることとしています。

## **Q23：副反応報告書はどこに提出すればよいですか？**

副反応報告については、平成26年11月25日から報告ルートが変更となりました。医療機関から、（独）医薬品医療機器総合機構安全第一部安全性情報課へ直接FAX（0120-176-146）で報告書を送付して下さい。

## < 市町村 >

### **Q24: 契約書の条件はありますか？**

契約は、原則として市町村と医療機関（市町村医師会等）との従来行っている「居住地契約書」と共に、「住所地外定期予防接種相互乗り入れ委託契約書」の2種類を必要とします。

つまり、相互乗り入れ契約は、従来の市町村内での契約と原則として同等であることが条件です。

ただし、集団接種を実施している市町村においては、できるだけ個別接種に移行するのが望ましいが、当分の間は住民の利便性の観点から、新たに「住所地外定期相互乗り入れ専用個別接種料金」を設定するものとします。

### **Q25: 集団接種を行っている市町村は、個別接種料金を設定しないと住所地外小児予防接種相互乗り入れには参加できないですか？**

できません。

本来は、市町村内において、個別接種の体制を整えてから住所地外定期予防接種相互乗り入れの契約を行っていただきたいのですが、当分の間は、個別接種料金を設定していただき相互乗り入れ体制を整えていただきたいと思います。

### **Q26: 住所地外定期予防接種相互乗り入れを実施していない市町村の場合はどうしたらよいですか？**

従来同様、「依頼書」を市町村から発行していただき接種を行ってください。

### **Q27: 予防接種健康被害調査委員会を設置していない市町村は住所地外定期予防接種相互乗り入れに参加できますか？**

できません。

予防接種による健康被害が出た場合は、対応がすぐ図れるよう市町村において要綱等の設置の整備を整えてからの参加をお願いします。